

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者と信頼関係を構築し、経営責任と説明責任の明確化を図り、企業活動を通じ社会貢献を果たすとともに企業価値の持続的な向上に努め、経営と業務執行における透明性の確保及び法令遵守の徹底を進め、同時に、経営の効率化を推進していくこととしております。このような取り組みを進めていくなかで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)ディーグラウンド	1,000,000	38.90
原口 大輔	622,600	24.22
(株)SBI証券	54,000	2.10
(株)ビジョン	51,200	1.99
吉田 知史	40,000	1.55
松井証券(株)	23,700	0.92
ミナミ(株)	16,600	0.64
日本証券金融(株)	16,500	0.64
吉田 賢吉	15,000	0.58
S M B C 日興証券(株)	12,400	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無	原口 大輔
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である原口大輔氏の所有株式と、同氏の個人資産管理会社の所有株式を合計すると持株比率が過半数となるため、原口大輔氏は、支配株主に該当します。当社は、支配株主及び当該個人資産管理会社との取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないように、取引理由及びその必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長橋 賢吾	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長橋 賢吾	○	長橋賢吾氏は、当社と取引のあった㈱BEAMOの代表取締役を2019年9月24日まで務めておりました。 2020 年2月期における同社との取引額は全社取引額の5%未満であったこと、また、2021 年2月期第2四半期の期中において同社との取引が終了していることから、同社は「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2 に規定する「主要な取引先」には該当しないと判定し、長橋賢吾氏の独立性に問題ないと判断いたしました。	長橋賢吾氏は、IT業界における長年の経験、人脈及び企業経営に関する深い知見を有しており、適切な提言を期待できることから、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系 又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、常勤監査役、内部監査室及び会計監査人との相互連携のもと、必要に応じて情報共有及び意見交換を行う機会を設けております。監査役監査、会計監査人監査及び内部監査が有機的に連携するように、監査役は、内部監査結果について、内部監査室から情報共有を受けるとともに、適宜意見交換を行うこととしております。また、監査役と会計監査人とは、報告会等の場を設け、情報共有及び意見交換を行うこととしております。さらに、内部監査室は、会計監査人との連携を図るため、会計監査人による監査役宛て報告会の場に同席する等して意見交換を行うこととしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 純一	弁護士													
野村 昌弘	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 純一	○	――	山本純一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その高い見識が当社の監査に反映されることが期待できることから、当社の社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系 又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

野村 昌弘	○	——	野村昌弘氏は、公認会計士としての専門知識を有し、また企業経営の経験も有しており、その高い見識が当社の監査に反映されることが期待できることから、当社の社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系 又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準を満たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な成長及び企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を採用し、付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、従業員
---------------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な成長及び企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社への貢献状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりませんが、有価証券報告書及び事業報告書において、役員区分ごとの報酬額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役の報酬については取締役会において協議のうえ最終的に代表取締役が決定し、監査役の報酬については監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、管理部が中心となり、必要な資料及び情報の提供等、適宜サポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役、取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営上の意思決定を迅速に行える体制としております。

b. 監査役、監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(社外監査役2名、常勤監査役1名)で構成されており、原則として毎月1回定時監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議、並びに監査実施状況等の監査役相互の情報共有を図っております。

c. リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、常勤役員、各部長等を委員とするリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を原則として1年に4回開催し、企業活動におけるリスクマネジメント及びコンプライアンスに係る取り組みの推進を図っております。また、重大なリスクに発展する可能性のある事項やコンプライアンス違反又はその可能性のある事実が発生した場合には、速やかにリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を開催し、再発防止策を講じることとしております。

d. 内部監査室

当社は、社内規程や関連法令の遵守、業務改善、不正・誤謬の未然防止を目的として、他の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。

e. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性・健全性の向上を図り、取締役による意思決定の迅速化を図るとともに、監査役による中立的な監査のもと経営の公正性を確立することにより、効率的な経営システムと経営監視機能が十分に機能するものと判断し、現在の体制を採用しております。また、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している社外取締役及び社外監査役を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、早期発送に努めるとともに、自社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が2月であり、株主総会の開催日は集中日ではない時期である毎年5月下旬を予定しております。他社の株主総会日と避け、株主が出席しやすい日時で株主総会を開催出来るよう、努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題であると認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイト上に掲載しております。 URL: https://www.geo-code.co.jp/ir/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて個人投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後の決算説明会を開催するとともに、機関投資家からの個別取材に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、今後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、IR専用ページを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に関する体制は、以下のとおりであります。 IR担当責任者 専務取締役管理部長 IR担当部署 経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定めており、全ての役員、従業員、派遣社員がコンプライアンスを意識して業務に取り組むことにより、ステークホルダーに対して良識的な行動をとるよう、教育・実践を徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、東京証券取引所との連絡及び相談を密にして、適時開示を行っております。TDnetや当社ホームページ内のIRサイトにおいて適時適切な情報開示を行うとともに、会社説明会等を定期的に開催して株主や投資家の皆様と直接対話する機会を積極的に設けていきたいと考えております。なお、当社では、適時開示管理マニュアル及び重要情報開示管理マニュアルを定めており、公平な情報開示を行うことにより、ステークホルダーの期待に応え、企業価値の持続的向上に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築に関する基本方針は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の構築・維持をします。

(2) コンプライアンス体制の強化を企図して、当社においては複数の社外役員を選任するとともに、取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等を制定し、当該規程等に準拠した取締役の職務執行がなされ、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築します。

(3) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

(4) 監査役会を設置し、社外監査役を半数以上として、より実効性のある監査を推進します。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、リスクマネジメント及びコンプライアンス規程及び、反社会的勢力への対応に関する規程においても、一切の関係及び取引行為を遮断すべく定めております。また、その実効性を高めるために外部関係機関からの情報収集に取り組み、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・情報管理規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・決裁申請書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

(2) 定期的にリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を開催し、リスク管理に関する方針、体制の確立及び対策を講じます。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために各部門会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えます。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を監査役との協議に基づき任命します。

(2) 監査役の職務を補助する使用人は、常勤監査役の直轄下に置き取締役の指揮・命令は受けないものとします。

(3) 当該使用人の人事異動及び考課については、常勤監査役の同意を得るものとします。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会に出席して、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有します。また、各部門の会議についても、監査役はその必要性を認めた場合出席します。

(2) 内部監査室が内部監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えます。

(3) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告することとします。

(4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを徹底します。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

(2) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものとします。

h. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、経理に係る諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告にかかる内部統制の充実を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、暴力団等反社会的勢力排除宣言を行ない、その中で、暴力団等反社会的勢力とは、一切の関係を遮断すること、暴力団等反社会的勢力には、商品及びサービスの提供その他一切の取引を行わないこと、暴力団等反社会的勢力による不当要求は、断固拒絶することを定めております。また、「反社会的勢力への対応に関する規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」を定め、管理部（総務人事課）を対応統括部署として、反社会的勢力排除の体制を整備、運用しております。

具体的には、新規取引先との取引開始に先立ち、外部調査機関等を利用して情報収集を行い、事前の「反社チェック」を行うとともに、継続取引先についても、毎年最低1回は取引先全社の定期調査を行うこととしております。また、取引先と締結する「基本契約書」及び「約款」には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

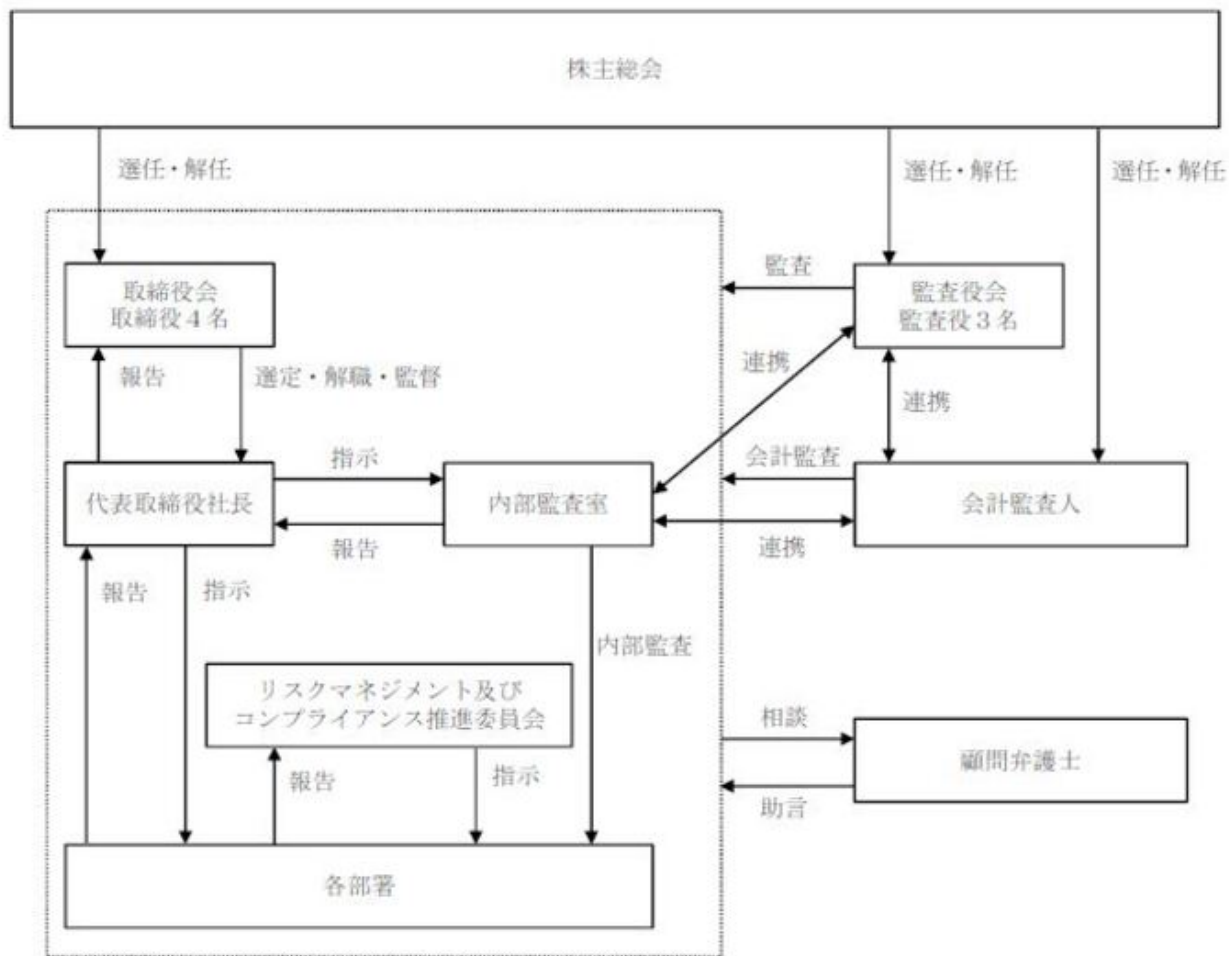
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

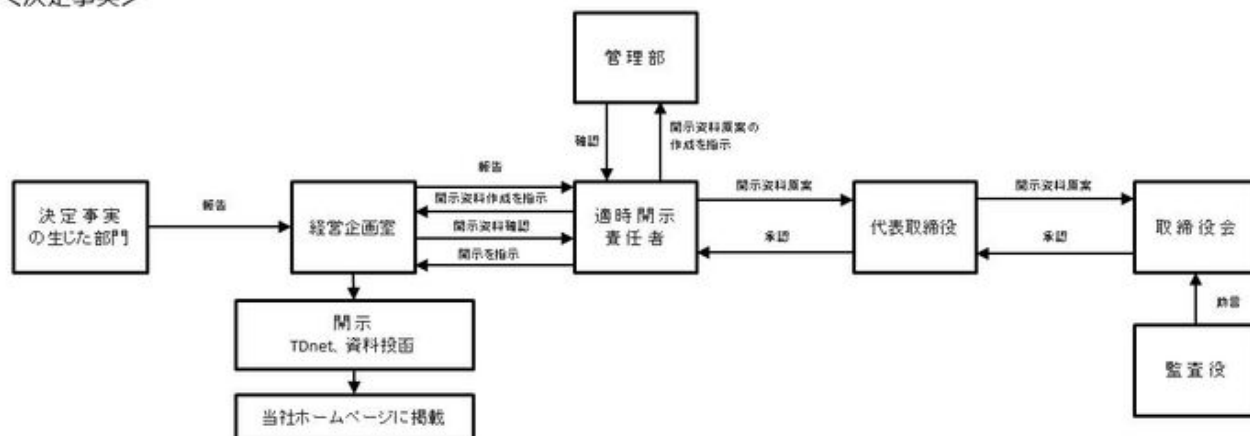
【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



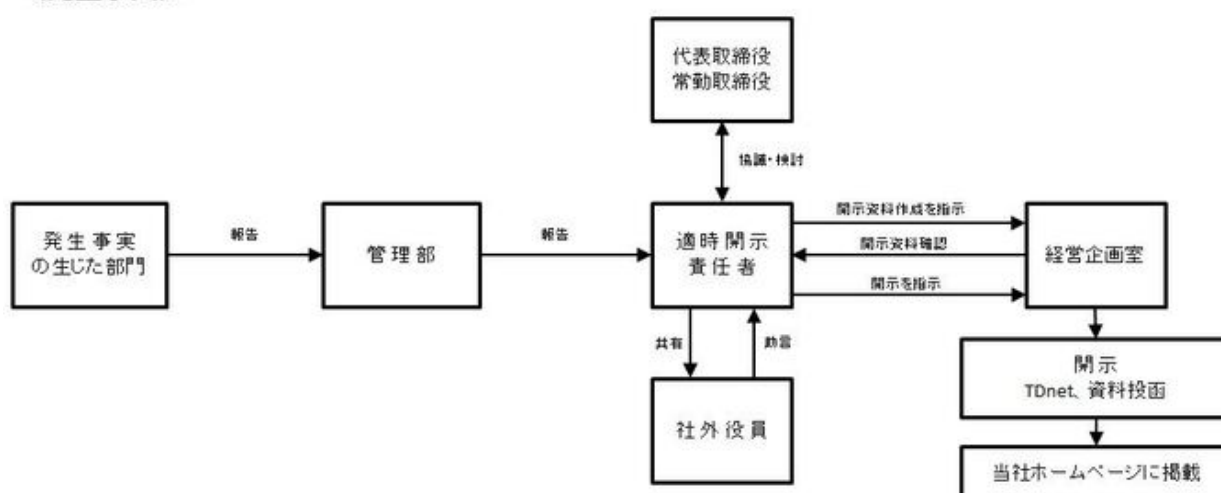
【適時開示体制の概要（模式図）】

< 1. 決定・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー>

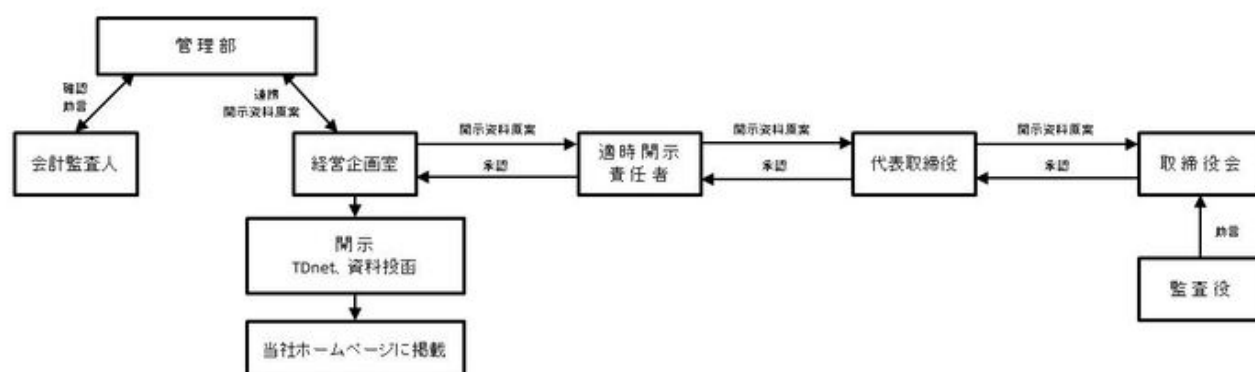
<決定事実>



<発生事実>



< 2. 決算に関する情報の適時開示業務フロー>



< 3. 適時開示書類PDF掲載までのフロー>

